

平成 33 年度入試における本学の基本方針について(予告)

平成30年12月5日
東 北 大 学

平成 33 年度入試においては、大学入試センター試験に代わり、大学入学共通テストが導入され、英語 4 技能を測る民間の資格・検定試験（英語認定試験）の利用及び国語・数学の記述式問題が予定されています。また、大学の個別選抜についても、学力 3 要素を踏まえた「多面的・総合的」評価による入試への転換が求められています。

このような入試改革に関し、本学の基本方針がこのほどまとまりましたので以下のとおりお知らせします。

1. 大学入学共通テストへの対応

(1)英語認定試験(一般選抜)

- ①本学では英語 4 技能の修得を重視しており、受験に当たっては「CEFR における A2 レベル以上の能力を備えていることが望ましい」ことを出願基準とします。
- ②ただし、この出願基準は出願に当たって英語認定試験の受検とその結果提出を求めるものではありません。本学は英語認定試験の受検と CEFR の A2 レベルの成績を志願者全員に求める「出願要件」とはしません。また英語認定試験成績を CEFR 対照表に基づいて点数化し、これを合否判定に用いることもしません。

(補足説明)

- ・本学では、入学後の教育において英語 4 技能の修得を重視しており、グローバルリーダー育成プログラムをはじめとして英語教育に力を入れています。入学者に対してもグローバル人材の基礎となる優れた幅広い資質能力の一つとして、一定水準の英語コミュニケーション能力を備えていることが望ましいと考えています。
- ・ただし、平成 32 年度に予定されている英語認定試験については、公平公正な受検体制の整備や成績評価などに関しこれまでに様々な問題が指摘されております。平成 33 年度入試に利用するためには、現時点ではこれらの問題が解決する見通しが立っていないと認識しています。
- ・また、本学が実施した高等学校調査でも英語認定試験を受験生に一律に課すことに対し、賛成が 8%と少数である一方、反対は 4 割を占め、高等学校をとりまく環境で十分準備が整っていないと理解されます。
- ・このような状況において、平成 33 年度入試で本学志願者に対し出願要件として英語認定試験の受検を一律に課すことや成績を合否判定に用いることには無理があり、逆に受験生の公平公正な扱いを損ねる恐れがあると判断しました。
- ・なお、平成 34 年度以降の入試については、英語認定試験に関する問題の解消と高等学校側の受入れ状況を勘案しながら検討を重ねていくこととします。

(2)記述式問題の活用(一般選抜及び総合型選抜(現行 AO 入試Ⅲ期))

①国語の記述式問題の活用については、以下のとおり取り扱います。

- 1) 段階別評価を点数化して合否判定に用いることはしません。
- 2) ただし、合否ラインに志願者が同点で並んだ場合、記述式問題の成績評価が高い志願者を優先的に合格とします。

詳細については、大学入試センターによる成績表示方法の決定発表を待つて改めて公表します。

②数学の記述式問題については点数表示の成績を合否判定に用います。

(補足説明)

- ・思考力・表現力は重要ですが、本学では新共通テストの記述式問題（80字～120字）程度及びそれ以上の高度な問題が一般選抜の個別試験や AO 入試の筆記試験ですでに出題されており、思考力・表現力等の評価は現状でも十分可能であると考えています。
- ・段階別評価を点数化すること自体が段階別評価の理念に整合しない恐れがあります。
- ・また点数化した場合の点数の開きが本来の成績差を合理的に反映したものととは考えられず、受験生の不公平な扱いとなる恐れもあります。

2. 調査書等の扱い(一般選抜)

①学力 3 要素における「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」の評価（主体性評価）については、志願票に調査書と対応した 5 項目程度のチェックリスト項目を設け、志願者がこれをチェックする自己申告方式をとります。

②その活用については、合否ラインで志願者が同点で並んだ場合、チェックリストによる主体性評価が高い志願者を優先的に合格とします。

③チェックリストにおけるチェックの根拠を調査書により確認することとし、その他の資料を求めることはしません。

④チェックリスト及びその評価方法等の詳細については改めて公表します。

(補足説明)

- ・主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を調査書や志願者本人が提出する資料、面接などにより適切に評価することは入学者選抜における重要な要素であると考えています。
- ・一方で、こうした評価によって志願者、高等学校及び大学それぞれに過重な負担がかかることは避けなければなりません。また、主体性評価を過剰に意識した活動が学校内外で増え、本来の学校教育活動が妨げられることがあってはなりません。
- ・こうした問題を考慮し、主体性評価について、本学では簡便なチェックリストによる志願者の自己申告方式をとるとともに、その根拠を学校内の活動を中心した調査書の記述に求め、調査書以外の資料の提出を求めないこととしました。また、調査書の記載については根拠になる事項が簡潔に記述されていればよく、事項の多寡、記述量は評価しません。